



金融・税務相談課
山本 龍角

Chamber of commerce and industry utilization.

商工会議所

活用術

小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済を上手に活用し、将来の生活をゆとりあるものにしませう!!

金融・税務相談課の山本です。今回は、「小規模企業共済」について紹介します。この制度は個人事業廃業後や役員退任後に備え、生活資金等を準備するべく予め掛金を積み立てる共済制度です。月々千円～7万円の範囲で自由に掛金を選択し、積み立てられます。

〈制度の特徴〉

①退職金として受取可能

積み立てた掛金は、共済金の一括での受取時に退職金扱いで受け取ることが出来ます。共済金の受取額は、共済事由によって異なりますが、掛金積立額を上回る額を受け取ることが出来ます。（※共済事由は、加入者の状況によって変わります。）

②老齢給付としての受取も可能

掛金を15年以上払い込んでいる方で、満65歳以上の方であれば、事業を続けながらも共済

金を受け取れます。（※共済金の税法上の取り扱いには個人差があります。）

③節税対策として効果的

掛金は、課税所得から全額控除出来るため、個人事業主や会社等の役員にとって税制面で大きなメリットがあります。

〈加入対象者〉

① 常時使用する従業員数が商業・サービス業は5人以下、それ以外の業種（建設・製造等）は、20人以下の個人事業主または会社役員の方。

② 個人事業主の場合は、配偶者の方やご家族の方も最大2名まで「共同経営者」として制度に加入できます。

商工会議所は、中小機構から委託を受けて小規模企業共済の事業を行っており、随時申込等の受付を行っております。

お問い合わせ先

福井商工会議所 金融・税務相談課

TEL 0776(33)8284